

第4章 騒音

第1節 騒音の現況

1 騒音苦情の状況

騒音は、人の感覚に直接訴える公害であり、日常生活に最も関係が深い公害です。

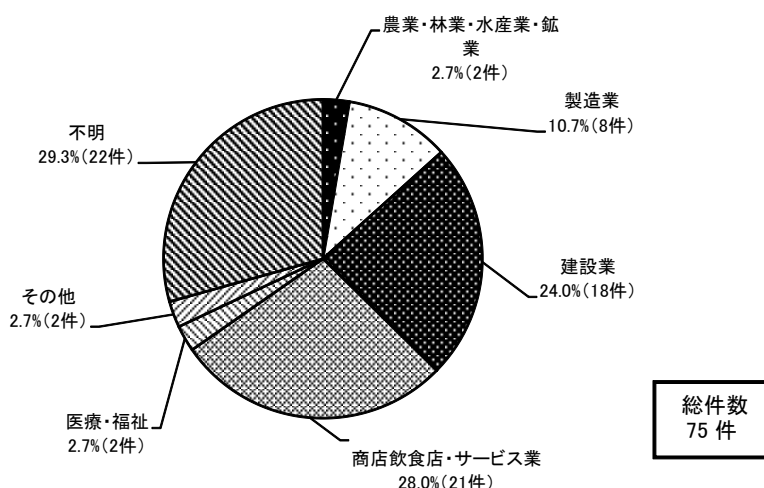
平成24年度における騒音苦情件数は75件であり、発生源別にみると、発生源が明らかな苦情の中では商店飲食店・サービス業に起因するものが21件（28.0%）と最も多く、次いで建設業に起因するものが18件（24.0%）となっています。

2 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」が定められています。

本県においては、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町及び高千穂町の9市10町について、騒音に係る環境基準の類型指定を行っています。

騒音の発生源別苦情件数(平成24年度)



第2節 騒音の防止対策

騒音規制法では、工場・事業場騒音、建設作業騒音及び自動車騒音について規制が行われており、規制地域の指定及び規制基準の設定を知事（市については各市長）が行い、指定地域内の規制事務を市町村長が行うこととしています。

平成25年3月末現在、本県の規制地域の指定状況は、9市10町となっています。

なお、規制地域は都市計画法に基づく用途地域についてはその区分に準じて、また、用途地域以外の地域については土地利用状況等を勘案して指定されており、用途地域の変更や都市化に伴う土地利用状況の著しい変化等に応じて見直しを図ることとしています。

また、市町村長は規制基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、騒音の防止方法の改善等に関し、改善勧告、さらに改善命令を行うことができることとされています（平成24年度勧告・命令件数実績：0件）。